

第5回阿蘇市議会会議録

1. 平成26年8月29日 午前10時00分 招集
2. 平成26年8月29日 午前10時00分 開会
3. 平成26年8月29日 午前10時42分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	谷 崎 利 浩	2 番	園 田 浩 文
3 番	菅 敏 徳	4 番	市 原 正
5 番	阿 南 善 範	6 番	森 元 秀 一
7 番	河 崎 徳 雄	8 番	市 原 新
9 番	大 倉 幸 也	10 番	湯 淺 正 司
11 番	田 中 弘 子	12 番	五 嶋 義 行
13 番	野 田 好 一	14 番	高 宮 正 行
15 番	井 手 明 廣	16 番	川 端 忠 義
17 番	高 宮 今 朝 秀	18 番	藏 原 博 敏
19 番	古 澤 國 義	20 番	田 中 則 次
21 番	古 木 孝 宏	22 番	阿 南 誠 蔵

欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	宮 川 清 喜
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	和 田 一 彦
市 民 部 長	佐 藤 菊 男	経 済 部 長	渡 邊 孝 司
土 木 部 長	伊 藤 繁 樹	教 育 部 長	園 田 羊 一
総 務 課 長	高 木 洋	福 祉 課 長	山 口 貴 生
農 政 課 長	本 山 英 二	建 設 課 長	井 八 夫
税 務 課 長	藤 井 栄 治	ほ け ん 課 長	岩 下 ま ゆ み
観 光 ま ち づ くり 課 長	吉 良 玲 二	住 環 境 課 長	阿 部 節 生
財 政 課 長	宮 崎 隆	教 育 委 員 会 教 育 課 長	日 田 勝 也
市 民 課 長	橋 本 紀 代 美	人 権 啓 発 課 長	下 村 裕 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 口 求	水 道 課 長	丸 野 雄 司
内 牧 支 所 長	古 閑 政 則	波 野 支 所 長	坂 口 英 昭
会 計 課 長	山 口 正 孝	阿 蘇 医 療 セ ン タ ー 事 務 局 長	井 野 孝 文

監査員事務局長 小 嶋 穂 寿 美

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局次長 若 宮 一 男
書 記 佐 藤 由 美

9. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について（議長）

日程第 4 諸般の報告について（市長）

日程第 5 提案理由の説明

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣告

○議長（阿南誠蔵君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、8月の26日未明、広島において集中豪雨による土石流災害が発生致して多くの尊い命が失われ、多方面に甚大な被害がもたらされましたことは、誠に痛恨の念に堪えません。

つきましては、犠牲となられました方々のご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。

全員、ご起立をお願い致します。

黙祷。

お直り下さい。

ご着席願います。

被災された方々には、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、平成26年第5回阿蘇市議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私共にご多忙な折にも関わりませず、本定例会の本会議にご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案につきましては、後ほど市長の方から説明がありますが、議員各位におかれましては、慎重に審査をしていただき、適正にして妥当な議決をいただき

ますように心からご協力をお願い申し上げます。

それでは、秋も深まりまして各議員におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、この上はご自愛の上で、ますますご健勝にてご精励賜りますよう心からお願いを申し上げます。開会の言葉と致します。

議事に入ります前に、総務部長より発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思えます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） おはようございます。

配布資料の追加についてご説明申し上げます。

本議会に提案してあります決算認定の関係資料として、平成 25 年の主要な施策の成果、別冊 16 が配布してございますけれども、製本上ちょっと漏れがございましたので、追加でお手元に別冊 16-2 というのが配布してあるかと思えます。

どうぞ宜しく願い申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） 以上で、総務部長の報告を終わります。

それでは、早速会議に入りたいと思えます。

ただ今の出席議員は 22 名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、平成 26 年第 5 回阿蘇市議会定例会をこれより開会致します。

なお、本日の執行部の出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、10 番議員、湯淺正司君、11 番議員、田中弘子君の両名を指名致します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 2「会期の決定について」を議題と致します。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告を致します。

議会運営委員長、井手明廣君。

○議会運営委員長（井手明廣君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、ご報告を致します。

議会運営委員会を、8 月 18 日に開催を致しました。

本定例会の会期日程等につきまして審議を致しました結果、まず会期日程につきましては、今定例会の付議事件が報告 2 件、議案 19 件、認定 13 件の計 34 件、それに請願が 1 件ある事

から、会期を本日 8 月 29 日から 9 月 12 日までの 15 日間と致しました。

次に、本定例会における議案等の審議の方法であります。報告 2 件を除く、議案 19 件、認定 13 件、及び請願 1 件は、質疑の後、各常任委員会に付託することに致しました。

議案等の審議については、ただ今申しましたように、会期中の日程に従って各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取り扱いについてご報告を致します。

まず、一般質問の通告期限は 9 月 3 日の午後 5 時までと致しました。

いつも申し上げておりますように、質問時間が答弁を含めて 45 分間と致しております。議員各位のご理解をお願いを致します。

なお、一般質問通告者は、質問者が執行部に対して的確な回答を求めるため行っている事から、提出される際、質問の内容は分かりやすく記載して提出をお願いを致します。

次に、本日の議会終了後は全員協議会を開く事に致しましたので、ご出席の程をよろしくをお願いを致します。

以上で、議会運営委員会の会議の結果についての報告を終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 会期の日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定致しました。

日程第 3 諸般の報告（議長）

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 3「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先程配布致しました別紙報告書をご覧いただきたいと思っております。

まず、監査委員より、平成 26 年 5 月分から 7 月分までの例月出納検査報告書、及び阿蘇中央病院と水道課の定期監査結果報告書が提出されております。

報告書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、ご自由にご閲覧いただきたいと思っております。

次に、市議会議長会等の開催状況についてであります。

熊本県北市議会連絡協議会が 7 月 23、24 日、合志市において開催されました。

また、8 月 18 日には、熊本県知事と県下 14 市の市議会議長との意見交換会が行われたところであります。

詳細につきましては、後でご覧いただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 諸般の報告（市長）

○議長（阿南誠蔵君） 日程第4、市長の「諸般の報告」を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

それでは早速、諸般の報告に移らせていただきたいと思います。

今日、頻発する異常気象は、広島市、北海道礼文島をはじめ、全国各地で悲惨な災害をもたらし、未曾有の被害に遭われた全国の多くの皆様方に、心からお見舞い申し上げますとともに、尊い命を奪われ犠牲となられました方々のご冥福と、今なお懸命な捜索活動が続く中、行方が分からない方々の早期救助、発見を願っています。

本市は、広島市の大規模土石流災害に際し、心からのお見舞いの言葉を添え、長期保存可能な牛乳1,200本、作業用防塵マスク4,800枚を支援物資として送付するとともに、本庁、及び各支所に義援金箱を設置し善意を募っています。

また、28日には、阿蘇市ボランティア連絡協議会など有志の方々20名が、広島市安佐北区に駆けつけ、土砂撤去等の支援を行って来られました。

今後も引き続き、必要な支援を行って参ります。

議員、市民各位には、深いご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、阿蘇市においては、今回、大きな被害は無かったものの、これから収穫の秋を迎え、台風等による被害、日照不足で大切な農作物が影響を受け、大きな損害等が生じないことを真に祈っています。

それでは、平成26年第5回阿蘇市議会定例会の開会にあたり、6月定例会以降の諸般の報告を致します。

まず、総務部関係について報告します。

【総務課】

非常に心配された梅雨期、台風の到来もありましたが、これまで2回の予防的避難に取り組み、述べ103世帯171名の方々が早めの非難をされました。

特に、大型台風の九州直撃が予想されることも多く、7月9日の台風8号の際は、自主防災組織で運営する地区避難所3ヶ所を含め、市内13ヶ所の避難所に最大時で94世帯153名の方々が非難されました。

2年前の惨事を風化させる事の無いよう、常に危機意識を持ち、これからの台風シーズンにも的確な気象情報収集、及び関係機関と連携を密に早めの非難を呼びかけ、有事の際に迅速な対応に務めます。

次に、平成26年7月4日、熊本地方裁判所から判決のあった、市が科した懲戒免職処分、「懲戒免職処分取消請求事件」について、7月16日、代理人弁護士を通じ福岡高等裁判所へ控訴状を提出、今後、審理が進められます。

地裁判決は、「運転をした距離や、結果的に市民や社会に対し、直接的な被害をもたらしていない」との理解しがたい事由をもって、市が行った懲戒免職処分を取り消された事は大変残念であり、この判決を看過する事は社会通念上、著しく的確性を欠くものであります。

併せて「懲戒免職処分」は、地域事情や飲酒運転に対する社会的批判、公務員としての責

務を考慮した上で、地方自治の本旨と自治体としての裁量権に基づき決定したものであり、「裁量権の逸脱」とも評された地裁判決を容認する事は、行政の信用失墜に繋がるものです。

市は、元係長に科した懲戒免職処分が妥当な処分であったことを、福岡高等裁判所においても主張して参ります。

議員各位のご理解をお願いします。

次に、市民部関係について報告します。

【市民課】

住民基本台帳事務については、本年3月のネットワーク機器更改に併せ、閲覧する職員に対し生体認証装置（掌紋認証方式）を導入、6月から開始すると共に、住基ネットワークシステムセキュリティ会議を行い、個人情報情報の漏えい、不適切な運用が生じないよう厳格な対策を進めています。

生活衛生関係では、ごみステーションに設置している分別看板のリニューアルや「ごみ分別の手引き」を各戸に配布し、ごみ分別に対する意識の向上とリサイクル推進に努めています。

消費生活センターは、従来の悪徳商法に加え、急増かつ低年齢化するパソコンやスマートフォン利用によるネット上のトラブル増に対し、学校、警察等と連携を図り、消費者教育の充実に力を入れています。

また、経済的に困った方々の相談も多い事から、「多重債務者対策庁内連絡会議」を定期的に関き対応に当たっています。

7月31日には、先進自治体である福岡県春日市から講師を招き、生活再建型滞納整理について研修を行いました。

今後も関係機関と連携し、多重債務者支援の充実を目指します。

【福祉課】

臨時福祉給付金関係については、7月1日から内牧支所、波野支所、本庁3ヶ所にて、面談方式で臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金申請の受付を行いました。

これまでの申請数は、臨時福祉給付金が3,583世帯、子育て世帯臨時特例給付金が1,175世帯であり、対象世帯のうち臨時福祉給付金約75%、子育て世帯臨時特例給付金約90%の方々が申請を終えています。

今後、受付期間が10月末までとなっておりますので、未申請者の方々には再度、通知やお知らせ端末機等で周知を徹底し、申請漏れが無いよう努めます。

【ほけん課】

本市の国民健康保険、及び後期高齢者医療保険の現状は、平成20年度以降、1人当たりの年間医療費が熊本県平均を上回っており、特に国保特別会計は基金が底を尽きかけ健全運営が危惧される状況です。

高額な医療費の支出を伴う疾患は、国保特別会計・後期高齢者特別会計のみならず、介護保険給付にも大きな影響を与え、その主因の一つである生活習慣病の重症化予防、早期発見を最優先課題とし、全力を挙げて複合健診に取り組んでいます。

次に、経済部関係について報告します。

【農政課】

トマト、アスパラガス等の施設園芸は、前半、天候に恵まれたことから、他の産地も含め、出荷量、価格ともに安定しておりましたが、今では長引く天候の変化等で、前年に比べ不安定な状況が続いています。

水稲、その他野菜についても、台風や長雨による日照不足で収量の影響を大変心配しています。

また、7月下旬には、波野地区で栽培されているホオズキやキャベツ等が、火山ガスの影響で変色し出荷出来ない状態となり、今後も関係機関と連携し、何らかの対策を図って行きたいと思えます。

次に、本年6月に発生、確認された北外輪でのスギの葉赤変現象は、新たな被害拡大は確認されていなく沈静化しています。しかし、原因となった「スギハマキ」の生態上、晩夏に孵化する可能性が高く、阿蘇地域振興局と共に注視していきます。

【観光まちづくり課】

夏の観光入込客状況は、重なる台風や週末時の雨の影響で、例年と比べ減少となったものの、「なみの高原納涼まつり」、「大阿蘇火の山まつり」は、多くの方々にご来場いただき、盛況のうちに終えることが出来ました。

火の国阿蘇の恵みブランド「然」の取り組みは、山梨県の名門ゴルフ場「河口湖カントリークラブ」やJR盛岡駅ビルをはじめ、県外各地で「然フェア」を開催、内牧に「然ショップ」もオープンし多彩な商品の展示販売を行っています。

今後も、ブランド育成を目指し「然」の魅力と価値を更に高めていきます。

次に、世界ジオパークの取り組みですが、7月30日から8月2日にかけて、世界認定の現地審査員2名が来訪され、ジオサイトの地域の方々、ジオガイド、子ども達のジオ研究の取り組み等、熱心な協力参加のもと審査が行われました。

9月19日からカナダで開かれる「第6回ジオパーク国際ユネスコ会議」で世界認定の可否が発表されます。

「エコツーリズムセンター（仮称）」は、環境省が計画する「草原学習センター（仮称）」と併設連携し、効果的な草原環境学習、草原維持、地域活性化活動の情報発信拠点施設として、8月12日に起工式を行いました。

また、秋にかけ「大阿蘇元気ウォーク」、「神楽フェスティバル」等を実施し、市内外に阿蘇の旬な情報と魅力の発信をするとともに、「海外アーティスト招へい事業 in 阿蘇」に取り組みます。102名の応募者の中から選ばれた海外アーティスト3名が、8月28日から70日間、阿蘇市に滞在し、地域との交流、阿蘇をモチーフにした作品の創作活動、まちづくりのサポート等を行います。

市民の方々との温かい交流がアーティストの創作意欲を高めるものと思えますので、皆様のご協力をお願いします。

次に、土木部関係について報告致します。

【建設課】

中九州・地域高規格道路について、これまで熊本県側の期成会の会長として活動を行っていましたが、7月18日に開催された大分・熊本両県の「中九州・地域高規格道路促進期成会総会」で会長に就任しました。

8月5日に、国土交通省九州地方整備局、及び熊本河川国道事務所、8月7日から8日にかけて国土交通省、財務省、及び国会議員団へ、滝室坂トンネル道路の早期完成と、阿蘇大津道路の事業再開、中九州・地域高規格道路全線の計画段階評価の早期着手等について、関係市町村代表と共に要望活動を行いました。

報告として、将来、中九州・地域高規格道路として供用されることが決定した国道57号滝室坂トンネル道路（延長6.3km）は、現在、工事着手に向けた地質・水文（水の分布や移動など）等の調査が進められています。

また、災害復旧関連では、県による災害関連緊急砂防事業16ヶ所の工事が9月中に完了し、引き続き周辺の排水路等の工事が行われます。

次に、教育部関係について報告します。

【教育課】

各小中学校は、夏休み期間中、大きな事故も鳴く、新学期が始まりました。期間中は、各小中学校においてサマースクールが開催され、児童・生徒の学力向上に繋がる教育活動が実施されました。

電子黒板等整備については、現在、各小中学校の配置を進めており、9月末までに完了する見込みです。視覚的に理解しやすく、関心を持ち、学ぶ意欲を高める授業が出来るよう、今年度は2クラスに1台、計80台を配置し、更なる学力の向上に取り組みます。

学校施設整備は、一の宮中校区内統合小学校の校舎・体育館入札を9月中に行い、業者が決まり次第、議会に議案を上程する予定です。

次に、病院事業について報告します。

【阿蘇医療センター】

阿蘇地域の方々が永年待ち望んでいました新病院が、関係各位のご尽力により、8月6日に新生「阿蘇医療センター」として開院しました。

7月20日には開院に先立ち、議員各位をはじめ、関係者の皆様方をお招きし完成記念式典を挙行、7月26日には区長、及び民生児童委員の方々をご案内し内覧会を開催しました。

阿蘇医療センターは、阿蘇医療圏で特に整備が必要とされる脳血管疾患・心疾患領域の拠点化を目指し、急性期医療機関として二次医療水準以上の診療体制の充実に努めます。

また、熊大病院・地域医療機関等と連携強化し、設備面も高度医療、及び救急医療に対応できる医療設備・医療機器を導入しましたので、各診療科の医療提供機能の質を高め、地域完結型医療の推進を図って参ります。

なお、新病院にとって医師確保は喫緊の課題であり、引き続き病院管理者と一緒に積極的に各方面へ働きかけをして参ります。

管理者の掲げる経営理念、「責任と信頼」の下、地域の方々に安心していただける医療の充

実、中核病院の責務を果たしていきます。

以上、9月定例会開会にあたっての諸般の報告とします。

○議長（阿南誠蔵君） 以上で、市長の諸般の報告を終わります。

日程第5 提案理由の説明

○議長（阿南誠蔵君） 日程第5、市長より「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは早速、平成26年第5回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

議案第70号「阿蘇市税条例の一部を改正する条例の制定について」

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、平成27年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正が必要となったため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第71号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

本件は、児童福祉法が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第72号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」

本件は、子ども・子育て支援法が公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第73号「阿蘇市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について」

本件は、児童福祉法が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、保育の必要性の認定に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第74号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

本件は、児童福祉法が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第75号「阿蘇市景観条例の制定について」

本件は、阿蘇市の特性を生かした景観の保全を図り、住みよい魅力ある郷土の実現に資することを目的として本条例を制定するものであります。

議案第76号「平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第2号補正であります。

歳入では、普通交付税及び前年度決算額の確定に伴い繰越金を増額、財政調整基金繰入金

等を減額し、歳出では、幼稚園預かり保育改修事業補助金、一の宮中学校区統合小学校整備工事の増額等を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 6 億 5,344 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算総額を 170 億 8,125 万 2,000 円としました。

議案第 77 号「平成 26 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では、前年度決算額の確定に伴い繰越金を、歳出では、委託料及び予備費を増額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に最終歳出それぞれ 166 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算総額を 1 億 616 万 9,000 円としました。

議案第 78 号「平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では、前年度決算額の確定に伴い繰越金を、歳出では、人件費の調整、単独事業の精査及び償還金利率の確定等により総務管理費、事業費及び公債費を減額しております。

また、包括的民間委託に伴う阿蘇市浄化センター等維持管理業務委託料の債務負担行為を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 672 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 7 億 3,433 万 9,000 円としました。

議案第 79 号「平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

歳入では、前年度決算額の確定に伴い繰越金を増額、国庫支出金及び前期高齢者交付金を減額し、歳出では、後期高齢者支援金等及び介護納付金を減額、償還金及び還付加算金並びに予備費を増額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 6,100 万 7,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 42 億 1,771 万 5,000 円としました。

議案第 80 号「平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では、繰入金及び前年度決算額の確定に伴い繰越金を、歳出では、包括的支援事業・任意事業費及び償還金及び還付加算金並びに繰出金を増額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 4,066 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 31 億 2,510 万 3,000 円としました。

議案第 81 号「平成 26 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では、前年度決算額の確定に伴い繰越金を、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金及び繰出金を増額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 746 万 3,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 9,490 万 9,000 円としました。

議案第 82 号「平成 26 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、前年度決算額の確定に伴い繰越金を、歳出では、水道管理費を増額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 113 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算総額を 1,534 万 1,000 円としました。

議案第 83 号「平成 26 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では、前年度決算額の確定に伴い繰越金を、歳出では、予備費を増額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 316 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算総額を 2,346 万 5,000 円としました。

議案第 84 号「平成 26 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、前年度決算額の確定に伴い繰越金を、歳出では、予備費を増額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 104 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算総額を 1,433 万 6,000 円としました。

議案第 85 号「平成 26 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

資本的収入では、企業債を 1 億 5,000 万円増額し、資本的収入総額を 5 億 3,342 万 5,000 円としました。

資本的支出では、国庫補助金返還金を 2 万円増額し、資本的支出総額を 7 億 334 万円としました。

議案第 86 号「平成 26 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

収益的収入では、外来収益を増額し、収益的収入総額を 18 億 2,585 万円としました。

収益的支出では、修繕費を減額、委託料を増額し、収益的支出総額を 23 億 2,613 万 5,000 円としました。

議案第 87 号「阿蘇市道路線の廃止について」

本件は、市道の路線廃止について、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を得るものであります。

議案第 88 号「阿蘇市道路線の認定について」

本件は、市道の路線認定について、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を得るものであります。

認定第 1 号「平成 25 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 2 号「平成 25 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 3 号「平成 25 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 4 号「平成 25 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 5 号「平成 25 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」
認定第 6 号「平成 25 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」
認定第 7 号「平成 25 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」
認定第 8 号「平成 25 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」
認定第 9 号「平成 25 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」
認定第 10 号「平成 25 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」
認定第 11 号「平成 25 年度阿蘇市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」

本件は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、平成 25 年度阿蘇市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付するものであります。

認定第 12 号「平成 25 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

本件は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、平成 25 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算について、議会の認定に付するものであります。

認定第 13 号「平成 25 年度阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計決算の認定について」

本件は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、平成 25 年度阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計決算について、議会の認定に付するものであります。

報告第 18 号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

報告第 19 号「有限会社神楽苑の経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、有限会社神楽苑の経営状況を説明する書類を提出するものであります。

以上、議案等 34 件（議案 19 件、認定 13 件、報告 2 件）を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了致しました。

本日は、これにて散会を致します。

この後、10 時 55 分から委員会室で全員協議会を開催いたしますので、ご出席の程よろしくお願い致します。

なお、神楽苑の経営状況報告書をご持参ください。

約 15 分間休憩です。

午前 10 時 42 分 散会